

広報

あち

10月

2006 OCTOBER No.182



主な内容

平成17年度決算の概要について…………… 2P
自立支援の仕組みが変わりました…… 6P
阿智村の未来を担う新しい
エネルギーはなんだろう ……………8～11P
子どもの体力向上実践事業の
調査からみえるもの ……………14～15P

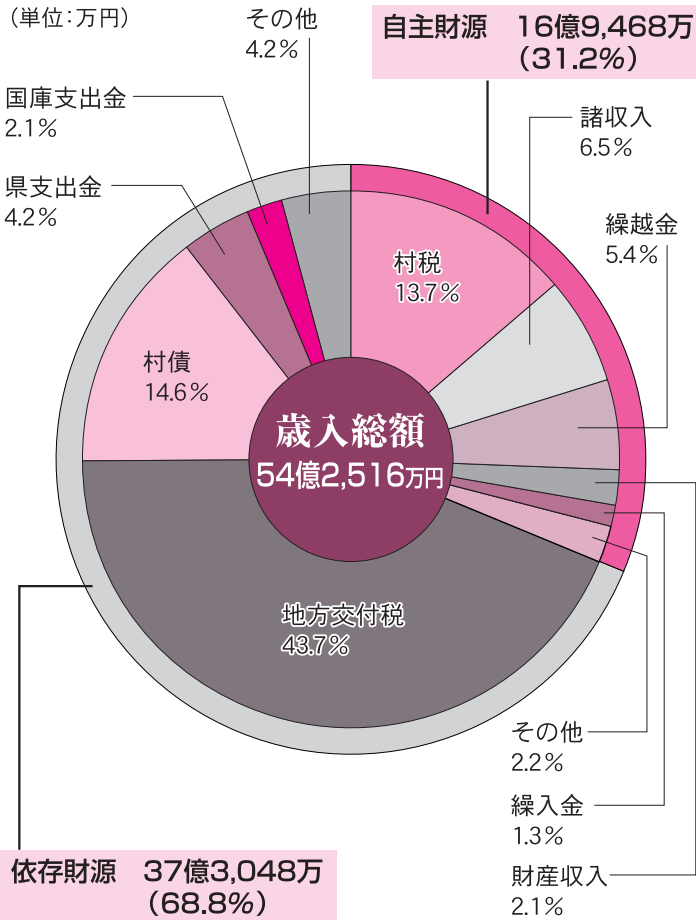
あち子どもスポーツまつり

10月8日(日)に、阿智第二小学校 体育館において、あち子どもスポーツまつりが、村内の小学生の他西部の小学生を含め83人と大阪体育大学の学生22人を交えて行われました。様々なスポーツを行い、子供たちは大喜びでした。

私たちの村(10/1現在) 人口6,586人 男3,184人 女3,402人 世帯2,090戸

●阿智村のホームページ
<http://www.villachi.nagano.jp/>

平成17年度 決算概要



平成17年度阿智村の決算には、18年1月に合併した旧浪合村の1月～3月までの3ヶ月分が含まれています。合併前の旧浪合村の4月～12月の決算は既に3月議会において認定されています。旧浪合村の決算を含めた(2村合計)を通年ベースで表すと左記のようになります。

今年度の「合併」という特殊事情に限ってみると、人件費・物件費等の経費の節減(いわゆる合併効果)は1月合併のため、3ヶ月ではあまり効果がありませんでした。逆に防災無線・役場業務のシステム統合等、必ず整備しなくてはならない事業の実施により大きな決算となりました。

一般会計 (2村合計)

歳入総額 54億2,516万円 (前年比2.8%増)
歳出総額 51億9,034万円 (前年比4.0%増)

翌年度へ繰り越すべき財源48万円を差し引いた実質収支

2億3,434万円 (黒字)

前年度からの繰越、基金の積立、取り崩しなどの要因を控除した実質単年度収支

1億5,254万円 (黒字)

一般会計決算 (歳入)

(単位: 万円)

項目	17年度歳入額	増減額
村 税	7億4,353	▲ 1,925
諸 収 入	3億5,229	1億4,132
繰 越 金	2億9,402	8,135
財 産 収 入	1億1,505	2,673
繰 入 金	6,908	▲ 1億3,190
使用料・手数料	6,190	371
分担金・負担金	4,673	▲ 84
ゴルフ場利用税交付金	1,073	▲ 53
寄 付 金	135	▲ 45
計	16億9,468	1億 014
地 方 交 付 税	23億6,926	▲ 2,877
村 債	7億9,190	1億7,610
県 支 出 金	2億2,685	▲ 3,569
国 庫 支 出 金	1億1,614	▲ 6,121
交 付 金 計	1億3,507	▲ 1,157
地 方 譲 与 税	9,126	1,174
計	37億3,048	5,060
合 計	54億2,516	1億5,074

特別会計の歳入歳出

(単位: 万円)

会 計	歳 入	歳 出	差引額
国民健康保険事業勘定	4億8,880	4億5,577	3,303
国民健康保険直診勘定	3,304	2,463	841
老人保健医療	6億9,572	6億8,469	1,103
水道事業	2億2,412	2億2,399	13
温泉事業	4,296	2,668	1,628
下水道事業	4億 342	3億9,406	936
介護保険	4億9,773	4億9,308	465

会計別の基金・村債残高

(単位：万円)

会 計 区 分	基金残高(貯金)	村債残高(借金)
一 般 会 計	27億6,227	66億6,404
国民健康保険会計	1億5,115	5,105
水道事業会計	1億6,380	15億1,607
温泉事業会計	9,218	
下水道事業会計	3億1,484	28億1,934
農業集落排水事業	748	5億9,000
介護保険会計	25	
合 計	34億9,197	116億4,050

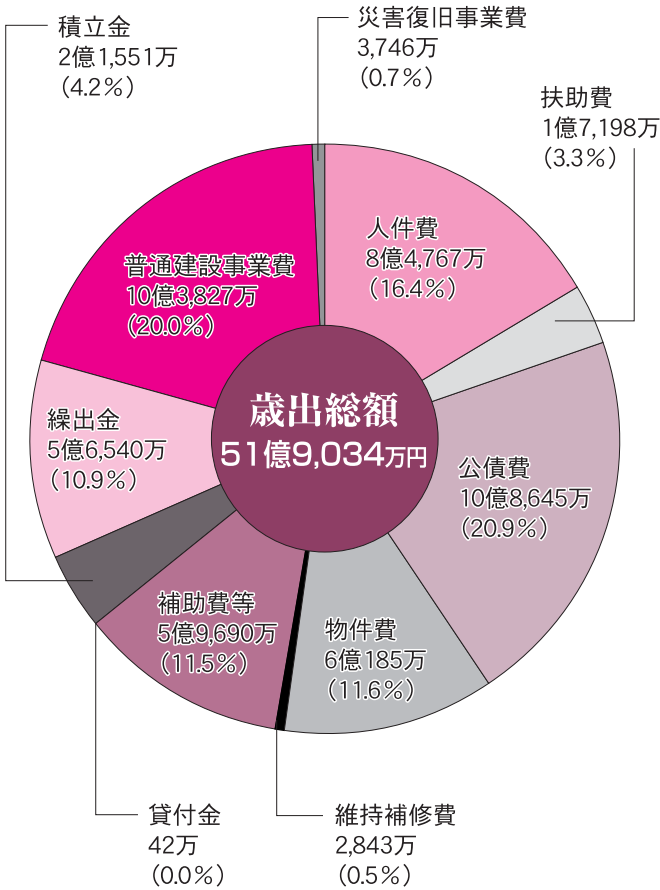
(※ 借金返済の約6割を後年度の普通交付税で補てんされるので実質的な借金は47億円)

住民一人あたりの

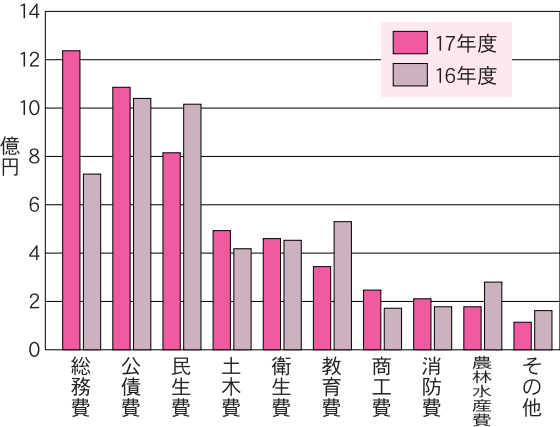
貯金 → 52万9千円

借金 → 71万2千円

(平成18年8月末人口 6,600人)



一般会計決算 (歳出・目的別)



一般会計決算 (歳出・性質別)

(単位：万円)

項 目			17年度歳出額	増減額
経常的経費	義務的経費	人 件 費	8億4,767	▲ 5,469
		うち職員等の給与	5億2,193	▲ 1,046
		扶 助 費	1億7,198	1,849
		公 債 費	10億8,645	4,545
		小 計	21億 610	925
	物 件 費		6億 185	7,639
	維 持 補 修 費		2,843	409
	補 助 費 等		5億9,690	339
	計		33億3,328	9,312
	積 立 金		2億1,551	2,196
貸 出 金		42	▲ 5,858	
繰 出 金		5億6,540	▲ 4,806	
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費		10億3,827	2億4,043
	災 害 復 旧 事 業 費		3,746	▲ 3,914
	計		10億7,573	2億 129
合 計			51億9,034	2億 973

国、県の財政悪化、税源移譲と補助金・交付税の削減を一体的にすすめる「三位一体の改革」や、新型交付税の導入等、未確定の部分がまだまだあり、村税・交付税を中心とした収入確保は厳しい状況にあります。できる限りの歳入確保とともに経費の削減に努め、健全財政への取り組みや行財政改革を進める必要があります。

今後の村財政について

平成17年度決算

主な事業

産業振興

(村内経済の活性化)

- 花桃の里づくり事業【公衆便所建設】(一、〇七七万円)



花桃の里 公衆便所

- 湯ったりーな昼神改修工事(一、五〇〇万円)
- 産業振興補助金(三、八五二万円)
- 昼神まちづくり事業支援金(一、〇〇〇万円)

子育て支援・若者定住対策等

- 若者定住促進住宅新增改築等支援金(一、八〇八万円)
- 若者が村へ定住するための支援として、新築十二件、用地取得四件、

増改築四件、空き家取得一件に助成を行いました。

- 阿智中学校コンピュータシステム設置事業(一、八五九万円)

自治会・住民の自主的活動への支援

- 自治会活動支援金(六一五万円)
- 村づくり委員会補助金(五二万円)

その他の主な事業

- 中山間総合整備事業(一、九〇二万円)
- 中山間地域直接支払事業(一、四一九万円)
- 村道維持修繕工事(一、六八九万円)
- 木製ガードレール設置工事(九四



木製ガードレール

五万円)
県の「コモンズ」支援金を受け昼神地区に設置しました。

- 村道改良舗装工事(六、六七六万円)

改良工事(中尾他六カ所)、舗装工事(青見平他八カ所)



青見平 道路舗装

- 伍和保育所・大鹿団地水洗化工事(二、四六八万円)

伍和保育所・大鹿団地の水洗化工事を併せて行いました。

- 下水道事業(四、二〇〇万円)古料

備中原・丸山地区の管渠工事と、昼神地区の浄化センター・主要幹線管渠の耐震診断を行いました。

- 合併浄化槽設置補助(一、三五七万円)

- 松枯損木伐倒駆除委託事業(三一五万円)

- 鳥獣被害防止緩衝帯整備事業(二二九万円)

- 植物調査事業(六二四万円)

「阿智村の植物・レッドデータブック」作成に関する調査費等

- 介護予防・生活支援事業(一、二〇七万円)

- 障害者等共同作業訓練事業(六〇一万円)

- 水中運動事業(一、一三三万円)

- プール運営補助(一、五〇〇万円)

- 戸籍電算システム統合委託事業(一、九二二万円)

○情報化事業(四億一、八九五万円)
情報格差の是正、難視聴地域の解消、多チャンネル、光インターネットなどの提供。

加入世帯数は、テレビが一六〇二戸、インターネットが七〇二戸(九月末現在)

- 防災行政無線システム統合事業(三、二五五万円)

- 合併に伴う電算システム統合事業(七、四五五万円)

- コミュニティセンター助成事業(七六〇万円)

宝くじの助成金により、中平集会所建設費用の助成を行いました。

平成18年10月1日から

国民健康保険・老人保健制度が変わりました

現金給付の見直し

- ▶ 出産育児一時金が引き上げられました
被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が変わりました

平成18年9月30日まで
1児につき 300,000円



平成18年10月1日から
1児につき 350,000円

70歳未満の方

- ▶ 高額療養費の自己負担限度額が変わりました。

同じ人が同じ月内に、同一医療機関に支払った自己負担額の合計額が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。70歳未満の方は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

平成18年9月30日までの自己負担限度額		
区 分	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者	139,800円+ (医療費-466,000円)×1% ※3	77,700円
一般	72,300円+ (医療費-241,000円)×1%	40,200円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円



平成18年10月1日からの自己負担限度額		
区 分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円+ (医療費-50,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

- ▶ 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりました。

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1ヵ月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者(※1)については自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯(平成18年9月30日までは670万円)

※2 過去12ヵ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

※3 医療費の総額(10割)

70歳以上の方(65歳以上老人保健該当者含む)

- ▶ 一定以上の所得がある方の自己負担割合が変わりました。

平成18年9月30日まで
2 割



平成18年10月1日から
3 割

- ▶ 高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わりました。

同じ人が同じ月内に、同一医療機関に支払った自己負担額の合計額が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける方は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

平成18年9月30日までの自己負担限度額		
区 分	外来 (個人負担)	外来入院 (世帯単位)
一定以上 所得者 ※1	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (4回目以降の場合は40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3		15,000円



平成18年10月1日からの自己負担限度額		
区 分	外来 (個人負担)	外来入院 (世帯単位)
一定以上 所得者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※4 (4回目以降の場合は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※1 村民税課税標準額が145万円以上の高齢受給者や老人保健該当者がいる世帯。

※2 世帯員全員が村民税非課税の世帯の方。

※3 世帯員全員が村民税非課税で、その世帯員全員の所得が一定基準以下の方。

※4 医療受給者証に、自己負担限度額「一般」適用の記載がある方は、下段の一般と同じ限度額(44,400円)になりました。

- ▶ 療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わりました。

平成18年9月30日まで
食材料費相当を負担 24,000円



平成18年10月1日から
食費 42,000円、居住費 10,000円

所得の低い方などは、負担が軽減される
しくみがあります。

■申請・問合せ先

民生課 保健係

☎ 0265(43)2220 内線 241

障害のある人が安心して暮らせる村に

10月
から

障害者自立支援法の 仕組みが変わりました

自立支援をさらに充実

障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、四月に、障害者自立支援法が施行されました。障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、利用するサービス体系が一化され、利用者本位のものとなっています。

障害のある人の自立支援をさらに充実するため、「居宅サービス」と「施設サービス」が見直され、十月から、「自立支援給付（障害福祉サービス）」と「地域生活支援事業」に変更されました。

自立支援給付

（障害福祉サービス）

障害の程度や、介護者の有無などを考慮すべきことを踏まえ、個別に支給が決定されます。

自立支援給付の主な内容

▼介護給付Ⅱ居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、児童・デイサービス、生活介護、施設入所支援など

地域生活支援事業

村の創意工夫により、障害のある人の状況に応じて、柔軟に支援を行います。

地域生活支援事業の主な内容

- ▼相談支援Ⅱ生活・サービスなどに関する相談
- ▼コミュニケーション支援Ⅱ手話通訳者や要約筆記者の派遣など
- ▼移動支援Ⅱ外出時の円滑な移動を支援
- ▼日常生活用具の給付

※新たにサービスを利用される場合には、申請が必要になりますので、役場民生課福祉係へご相談ください。

補装具と日常生活

用具の給付制度も変更

十月から、補装具給付制度と日常生活用具給付事業も見直され、自立支援給付の補装具費支給と地域生活支援事業の日常生活用具給付に変更されました。

また、給付内容や、利用者負担、給付対象種目も変更になりました。

補装具と日常生活用具の給付制度の変更内容

- ▼補装具費支給Ⅱ現物支給から、購入費、修理費の支給に変わります。利用者負担は定率負担（一割）になります。ただし、所得に応じて一定の負担上限があります。
- ▼日常生活用具の給付Ⅱ給付決定と利用者負担の決定は村が行います。種目の変更・除外Ⅱ点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助つえ（二本つえのみ）、収尿器、ストマ用装具は、補装具から日常生活用具に移行。重度障害者用意思伝達装置は、日常生活用具から補装具へ移行。色めがね、浴槽（湯沸かし器）、パーソナルコンピューターは、給付対象種目から除外。

『障害者ふれあい面接会』

開催のお知らせ

飯田市・下伊那郡の企業と障害者の皆さんとの就職面接会を開催いたします。

障害者の方を採用（又は検討）可能な事業主さん、就職をお探しの障害者の方、皆さんのご参加をお待ちしています。

☆開催日時

平成十八年十一月七日（火）

午後一時三十分～三時三十分まで

☆開催場所

長野県飯田勤労者福祉センター

三階 第三・四研修室

（飯田市東栄町三二〇八一）

参加を希望される方や、詳細についてお聞きになりたい方は、ハローワーク飯田（飯田公共職業安定所）⑩又は⑫番窓口までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

ハローワーク飯田

☎ 24-8609

監査委員の

選任について

監査委員の松井和彦さん（下町）が、任期満了に伴い選任されました。（任期は平成十八年十月一日から四年間）

監査委員は村の会計が適切に運営され、不正な処理等がされていないかチェックしていただく重要な仕事です。主な仕事としては毎月定期的に行われる例月出納検査、七月に行われる事業監査、九月に行われる決算審査、十二月に行われる村公施設監査等があります。

選挙管理委員の

改選について

九月二十九日任期満了に伴い選挙管理委員と補充員について、九月の定例議会で選挙が行われ、次の方々が当選されました。

任期は平成十八年九月三十日から四年間です。（敬称略）

委員長

坂本 悦藏（下 西）

委員

原 勇（中央）

原 重夫（原の平）

石原 知子（伏谷）

補充員

後藤 等（下半堀）

佐々木 武（曾山）

原 政壽（大鹿）

熊谷 美知世（中関下）



坂本 悦藏さん

教育委員の

改選について

教育委員の熊谷克彦さんが、九月三十日で任期満了となり、九月定例議会において承認を受け、引き続き教育委員として任命されました。また、新たに寺澤善周さん（宮本）が

委員に任命されました。（任期は十八年十月一日から四年間）

なお、十月一日の臨時教育委員会において、委員長に熊谷克彦さん、委員長代理に塚田紀昭さんが再任されました。



寺澤 善周さん

長野県最低賃金

改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が改正され、平成十八年十月一日から時間額六百五十五円になります。

最低賃金は、法律に基づき、地方最低賃金審議会の答申を受け、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、

それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

お問い合わせは

長野県労働局

労働基準部 賃金室

電話 〇二六―二三三―〇五五五



阿智村の未来を担う

新しいエネルギーは何だろう

阿智村地域新エネルギービジョン策定に向けて

石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料をこのまま使い続けると、石油はあと四十年、天然ガスでもあと六十年ほどでなくなるという試算があります。また、この化石エネルギーを大量に使用することにより温室効果ガスが増加して、気温の上昇や海面の上昇など地球環境に大きな影響を与えています。

これらの問題をみんなで解決していくために、阿智村地域新エネルギービジョンを策定します。

エネルギーの枯渇や地球環境破壊の問題を解決していくためには、これらの化石エネルギーの利用を減らして、今まであまり利用されず、地球環境にもやさしいエネルギーとして注目されている「新エネルギー」へと変換していくことが必要となってきました。

そこで、この新エネルギービジョンを策定し、阿智村に最適な新エネルギーの導入を進めてまいります。以下、「新エネルギー」の概要についてお知らせします。

そこで村では将来のエネルギー事情に対応していくため、当村にふさわしい「新エネルギー」の種類や導入の可能性、活用方法などについて委員会を設置して研究を進め、「阿智村地域新エネルギービジョン」を策定していくこととしました。

今後、アンケート調査などを行い、村民のみなさんのご意見をお聞きし

阿智村地域新エネルギービジョン策定委員会名簿

氏名	所属
浅野 良晴	信州大学工学部 教授
林 和弘	飯伊森林組合 組合長
原文 典	昼神温泉旅館協同組合
田中 里司	住民代表
中島 道允	
矢澤 正之	
岡庭 久雄	
原 誠一	
原 功	
渋谷 秀文	
肥後 敏雄	
細川 雅弘	会社代表
福島 紀雄	コーディネーター
原 隆幸	中部電力㈱ 飯田電力センター
原 一樹	下伊那地方事務所
林 茂伸	教育委員会 教育次長

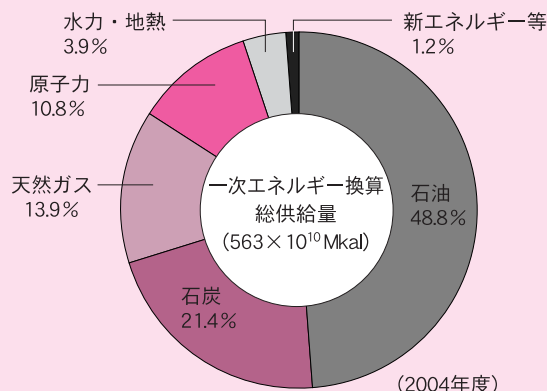
1. 「エネルギー問題」って今何が問題なの？

19世紀の産業革命を契機に、世界でのエネルギー消費量は急激に増加し、現在も増加を続けています。

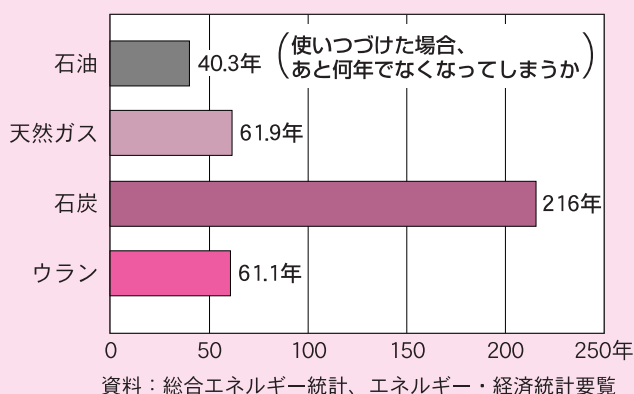
現在、日本のエネルギーの元（一次エネルギー）は石油中心であり、使用する全エネルギーの約8割を海外からの輸入に頼っています。

また、私たちが消費しているエネルギーのほとんどは、石油・石炭・天然ガスなどの化石エネルギーです。これらの化石エネルギーは、使いつづければなくなってしまうものです。

■日本で利用されているエネルギーの割合



■エネルギー資源埋蔵量(2001年)



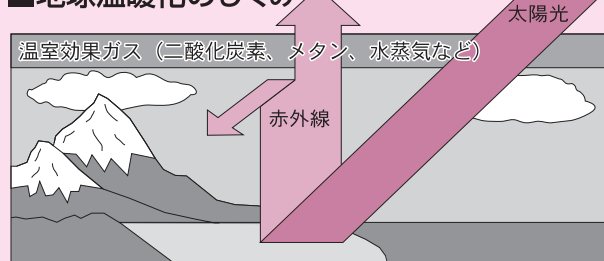
2. 地球温暖化とエネルギーって関係あるの？

地球規模での環境問題として、近年よく耳にする「地球温暖化」。これは、「温室効果ガス」と呼ばれる、大気中の熱を逃がにくくして、地球の体温（平均気温）を一定に保っている二酸化炭素などが、急激に増加したことが原因とされています。

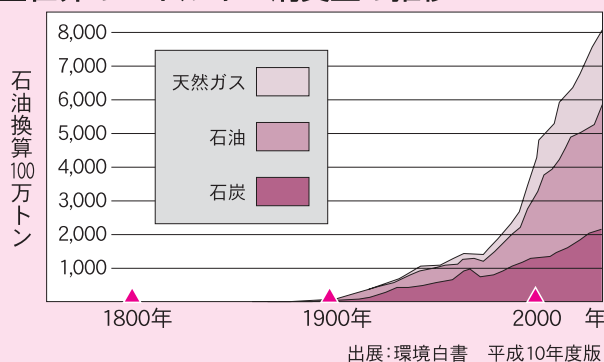
これは、私たちが毎日利用するエネルギーを取り出すために、膨大な石油や石炭などを燃やしていることが大きな原因となっています。

地球の未来は、私たち一人ひとりの生活のしかたにかかっていると言えるでしょう。

■地球温暖化のしくみ



■世界のエネルギー消費量の推移



3. 「新エネルギー」は解決策なの？

エネルギーを大切に利用する（「省エネルギー」）だけでなく、利用するエネルギー自体も、人に地球に優しく、持続的に利用可能なものへと変えていく必要があります。それが「新エネルギー」です。

※新エネルギーの種類については、次頁をご覧ください。

メリット 1

太陽光や風力などは、身近にどこにでもあるため、海外に頼る必要がありません。

メリット 2

無尽蔵にあるため、石油のようにいずれなくなってしまう心配がありません。

メリット 3

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を増やさず、環境に優しいエネルギーです。

これらのことから、エネルギー問題と環境問題の両方の対策に貢献します。

■新エネルギーの導入について

「地域で消費するエネルギーは地域内で確保する」という基本理念のもと、地域の特性を活かし、地域資源エネルギーの活用と環境保全の両方からアプローチして、地域に相応しい新エネルギーシステムを普及・導入していこうと考えています。

エネルギー

を有効利用する

高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービン
後の排熱は、周辺地域の冷暖房や温水
ます。

を加工して燃料に変える

を細かく碎き、乾燥させ添加剤を加え
燃料(RDF[※])ができます。



工場などの排熱を利用する

よりも暖かい河川水や下水、工場など
ポンプや熱交換器を使って有効に活用

さまざまな燃料に変えて利用する

すから固形燃料をつくったり、さとうき



(木材固形燃料)

従来型エネルギーの新利用形態

⑩燃料電池 水素と酸素を化学反応させて発電する

水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発電する装置です。発電と同
時に、発生する熱を活かすこともできます。



⑪天然ガスコージェネレーション

エネルギーの高度な有効利用を実現

発電機で電気を作るときに発生する冷却水や排気ガスなどの熱を、温水
や蒸気のカタチで同時に利用します。



⑫クリーンエネルギー自動車

大気を汚さず、地球環境にやさしい

電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のこ
とをいいます。これらは排気ガスを全く排出しない、または排出してもそ
の量が少ないクリーンな燃料を使用している自動車です。



4.新エネルギーにはどんなものがあるの？（大きく分けて12種類）

再生可能エネルギー

自然エネルギー

①**太陽光発電** 太陽の光エネルギーを、直接電気に変える有害物質を排出しない上、太陽の日が当たるところならどこでも発電することができます。

②**太陽熱利用** 太陽熱温水を、給湯や冷暖房に使う
太陽の熱エネルギーを集めて、晴れた日には約60℃の温水がつかれます。給湯やお風呂に利用でき、石油やガスの使用量を削減できます。

③**風力発電** 風の力を利用して電気を起こす
太陽と同じくクリーンで枯渇しないエネルギーです。風の力で風車をまわし、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。



④**雪氷冷熱利用** 雪の冷熱を利用して冷房に利用する
雪(氷)の冷熱を貯え、建物冷房や農産物の冷貯蔵に利用します。



貯蔵庫内部(JAびばい)
雪を蓄え、玄米貯蔵

⑧**バイオマス発電・熱利用**
植物などから得られた有機物をエネルギー源として利用する

光合成によって太陽エネルギーを蓄えた植物などの有機物を燃料として利用し、電気や熱を作ります。

⑨**バイオマス燃料製造**



リサイクル

⑤**廃棄物発電・熱利用**
ごみ焼却の熱で発電し、排熱を
ごみを焼却する際の「熱」で高温
を回して発電します。発電した後
として有効に利用することができます。

⑥**廃棄物燃料製造** ごみ
家庭などから出される燃えるごみ
て圧縮すると、廃棄物固形
※RDF:Refuse Derived Fuel



⑦**温度差エネルギー**
大気と河川水などの温度差や
夏は大気よりも冷たく、冬は大気
の排熱が持っている熱をヒートポンプ
します。

太陽の恵みを受けた植物をさまざまな
森林資源から得られる薪や木炭、木く
びからエタノールを作っ
たり、家畜の糞尿からバイ
オガスを作ります。



精神保健福祉手帳の
見直しが行われます

精神保健福祉手帳に写真が貼付されます

○施行時期

平成十八年十月一日

○新規の申請分から写真が貼付されます。

既交付分については、更新時期に順次写真が貼付されます

○有効期限が残っている方でも希望があれば、新様式に変更することも可能です。その際には、新たに診断書等の提出は必要ありません。

※証明写真・タテ四センチ×ヨコ三センチ
脱帽して上半身を写したもので、撮影後一年以内のもの

「障害者特別給付金」の受給を証する書類でも手帳の申請ができるようになります。



特別障害給付金制度
について

平成十七年四月一日から施行

一、支給の対象となる方

(1) 平成三年三月以前に国民年金

任意加入対象であった学生

(2) 昭和六十一年三月以前に国民

年金任意加入対象であった被用

者（厚生年金、共済組合等の加

入者）の配偶者

であって、当時、任意加入して

いなかった期間内に初診日があ

り、現在、障害基礎年金一級、

二級相当の障害に該当する方。

二、支給額（平成十八年）

障害基礎年金一級相当

に該当する方

月額四万九千八百五十円

（二級の二・二五倍）

障害基礎年金二級相当

に該当する方

月額三万九千八百八十円

該当の方は 民生課福祉係にお尋ねください。

☎〇二六五―四三一―二二二〇

国民健康保険の
保険証が更新されました！

平成十八年十月一日より保険証が一般用は緑色、退職者用はオレンジ色に変わっています。

一部を除き既に郵送してありますので、記載事項に誤りがないか確認をしましょう。なお、古い保険証は間違いを防ぐために各ご家庭で破棄して頂きますようお願いします。

国民健康保険税が長期に渡り未納の世帯につきましては、「短期被保険者証」又は「資格証明書」が交付されることがあります。「短期被保険者証」とは有効期限の短い保険証ですので、更新の手続きが多くとなります。「資格証明書」でお医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担して頂くこととなります。

医療保険担当より
お願いです

・お医者さんにかかるときや薬局で薬を処方して頂く際、一カ月に一回は必ず保険証の提示をしましょう。



う。また、老人保健法の該当の方は、医療受給者証の提示もお願いします。

・加入している医療保険（保険証）に変更があった場合は速やかに、受診したお医者さん、薬局に連絡をしましょう。国民健康保険を取得する方、喪失する方及び老人保健法の該当の方は役場民生課にも届け出をお願いします。

Q 高額な医療費を払ったときはどんな手続きをしたらいいの？

A 国民健康保険の高額療養費、老人医療の高額医療費に該当となった方へは、役場よりハガキが送られます。ハガキが届くのは、実際にお医者さんにかかった月から二ヶ月以降になります。ハガキが届きましたら、手続きにお出かけ下さい。

エキストラ募集!!

長編劇映画

「村歌舞伎一代」

映画「小麦色の天使」で有名な伊那市出身の映画監督「後藤俊夫」氏の新作映画「村歌舞伎一代」(仮題)の撮影を大鹿村、大磧神社舞台で行います。

この撮影のために、エキストラとしてご協力いただける方を募集しています。

【内 容】

映画「村歌舞伎一代」は信州の地芝居が盛んな小さな村を舞台に、主人公・半次(木地師)が地芝居に出会い、友情を育んでいく青春時代から、シベリア抑留という過酷な戦争体験や親友の死を経て、地芝居を再興、継承していく物語です。

この映画の中で村歌舞伎を見る観客の役として、エキストラを募集します。

服装はできれば、昭和10年代のものをご持参ください。(着物・白ワイシャツ・背広・詰襟学生服・セーラー服・割ぼう着・羽織・もんぺ・半天など、当時の服装に合うものをお持ちの方) 時代設定が昭和10~20年代となっているため、男性の茶髪・長髪の方は出演できません。下記の写真を、ご参照ください。

衣裳の用意できない方でも、製作側で衣裳は用意いたします。お気軽にご参加ください。

【日 時】

平成18年11月19日(日)、予備日26日(日)

午前7時阿智村役場集合出発

終了予定時刻 16:30

【募集人数】 阿智村内で20名 全体で500名

【募集締め切り】 11月10日(金)まで

【応募先】

阿智村役場 総務課 新しい村づくり係 ☎43-2220まで

【備 考】

当日は、阿智村役場で福祉バスの運行をします。(昼食を用意致します)

参加者の方々には記念品を差し上げます。



農業所得の申告は 収支計算方式で

来年の農業所得(平成18年分)の申告からは、すべての方が収支計算となります。経費目安による農業所得の申告はできません。

●収支計算をする

ご自分の経営状況の把握ができるとともに、損失が出た年にはその損失を給与や年金などの他の所得から差し引いて計算することができます。

●収支計算をするには

平成18年1月から12月までの農産物の収入伝票(出荷伝票)や、農業の経費の領収書を保存し、記録しておくことが必要です。

伝票の紛失や記録漏れを避けるためにも、帳簿などへ毎月記帳しましょう。

月々の収入金額や必要経費を記録する用紙は、役場税務係に備え付けてありますので、是非ご利用ください。

ただし、生産した農産物を販売せずに、すべて自家消費する場合は、農業所得の申告は必要ありません。

●収支計算は難しくありません

収入や必要経費の整理の仕方などわからない点がありましたら、役場税務係へご相談ください。

子どもの体力向上実践事業の

調査結果から見えるものⅡ

研究機関・大阪体育大学 助教授 松永敬子

■生活実態調査の子どもの生活時間に注目！～前回調査ではゲームの時間が長かったのですが～

一昨年度（平成十六年度）の阿智村の子どもたちの生活時間の大きな特徴は、パソコンやゲームをする時間が非常に長いということでした。前回は、長野県下の協力小学校の倍の時間という恐ろしい数値が出ていましたが、昨年度（平成十七年度）の調査では、改善されつつあるという傾向が見られました。生活習慣調査表の赤い部分は、改善傾向にあることを示しています。ひとつでも多く赤色で塗りつぶされるよう、各家庭でもう一度、生活時間を見直す努力をしてみましょう！

■今後の課題は、学校、放課後、休日の運動・遊ぶ時間を増やすことです！～環境だけを理由にしない、できることを考えよう！～

前回の調査でも、「子どもが遊び・運動・スポーツに熱中することは、

将来とても重要だ」と強く考えている保護者のお子さんには、運動能力テストの結果が良く、運動能力が高い（Ａランク）という結果が出ました。

特に、阿智村小学生の女の子の結果では、遊び・運動・スポーツの重要度が高いほど、運動能力が非常に高いという傾向にあります。しかし、男の子は前回調査よりも運動・遊び時間が増加傾向にあるものの、阿智村と環境が似ている協力小学校よりも、運動・遊び時間がかなり少ないことが分かります。学校までの距離や山間部という阿智村の環境は大きなハンディではありますが、各家庭・地域での意識改革と生活の中の工夫が求められます。

■早寝・早起き・朝ごはん！朝食を食える子は持久力がある！～生活習慣の乱れが体力低下に影響～

平成十七年度の文部科学省体力・運動能力調査の結果によると、朝食摂取状況・テレビ視聴時間（ゲームを

平成17年度 生活習慣調査（子ども調査）

	阿智第一小		阿智第二小		阿智第三小		阿智全体		協力校	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子
睡眠時間	8時間52分	8時間47分	8時間55分	8時間58分	9時間34分	9時間5分	9時間0分	8時間55分	8時間53分	8時間58分
学校での運動・遊び時間	16.2分	14.1分	14.4分	11.7分	22.8分	16.0分	16.9分	13.9分	26.4分	18.7分
放課後の運動・遊び時間	17.5分	9.3分	15.5分	11.0分	14.9分	8.3分	16.5分	9.6分	23.9分	20.8分
運動・遊び時間（休日）	68.8分	57.5分	53.6分	40.8分	100.2分	55.8分	70.1分	52.3分	83.9分	88.4分
スポーツ時間（平日）	9.5分	7.6分	7.7分	13.8分	2.6分	3.1分	7.7分	8.4分	16.7分	8.2分
スポーツ時間（休日）	126.3分	21.5分	28.9分	32.3分	43.0分	17.4分	84.1分	23.6分	53.9分	27.4分
お手伝いをした	2.2日/5日中	2.2日/5日中	2.0日/5日中	1.9日/5日中	2.4日/5日中	2.7日/5日中	2.2日/5日中	2.2日/5日中	2.2日/5日中	2.5日/5日中
家での勉強時間（平日）	64.2分	62.5分	46.6分	59.8分	44.7分	57.8分	55.9分	60.6分	51.6分	42.4分
家での勉強時間（休日）	72.3分	69.5分	61.8分	51.1分	47.8分	68.9分	64.9分	63.7分	50.5分	50.7分
テレビやビデオをみた時間（平日）	80.5分	102.6分	103.0分	93.4分	99.6分	104.5分	90.2分	100.3分	87.4分	91.7分
テレビやビデオをみた時間（休日）	116.0分	144.5分	130.7分	150.6分	139.4分	157.3分	124.4分	149.5分	127.1分	125.7分
パソコンやテレビゲームをした時間（平日）	51.7分	58.6分	67.7分	51.5分	46.5分	23.1分	54.9分	47.6分	50.1分	34.7分
パソコンやテレビゲームをした時間（休日）	62.2分	111.5分	103.5分	50.2分	41.4分	33.5分	70.4分	73.8分	71.2分	58.9分

*協力校とは、阿智村の環境に近い長野県下の小学校で、阿智村との比較のため抽出されたものである。

*赤色は、平成16年度調査よりも改善されたものである。

子どもの体力低下の原因

子どもの体力低下の原因は、高度経済成長期に自動車一般家庭にまで普及し、それに比例し交通事故が多発しました。その中で多くの子ども達が被害者となり外遊びが疎遠になりがちな状況を生んできました。その後、1980年代にテレビゲームが出現し、遊びの形態が一転しました。生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活における身体を動かす機会の減少を招いています。そのような中で、保護者をはじめとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツを軽視する傾向が進んでいるのではないのでしょうか。

子どもが運動不足になっている直接的な原因として次の3つをあげることができます。

1. 学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による、外遊びやスポーツ活動時間の減少（時間）
2. 空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少（場所）
3. 少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少（仲間）

今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があります。多くの皆様に子どもを取り巻く環境を十分理解していただき、子ども達が積極的に外で遊ぶことができる環境づくりを進め、保護者や地域が共に支援していくことが大切です。

また、「よく食べ、よく動き、よく眠る」（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）という健康3原則をふまえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であり、そのためには家庭における保護者の積極的な関わりが不可欠となります。



週3日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合(%)

男 子		女 子	
親の世代	今の子どもたち	親の世代	今の子どもたち
78.8	59.3(↓ 19.5)	74.1	34.8(↓ 39.3)

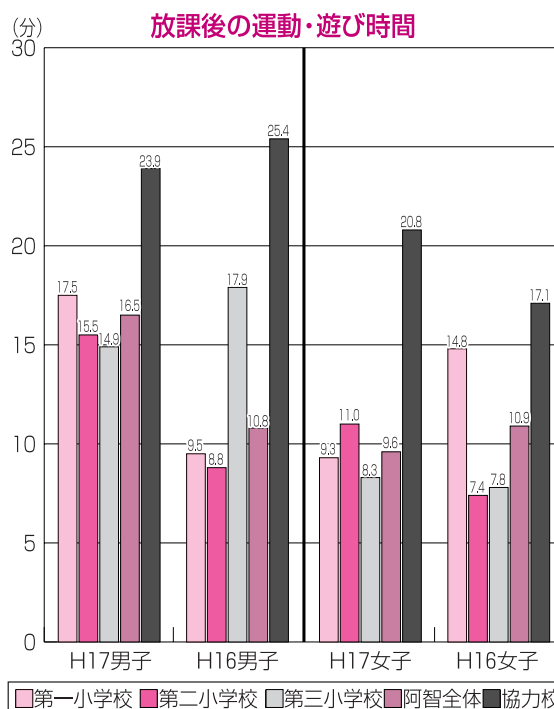
* 学校での体育の授業を除く

* 親の世代は昭和47年頃の11歳、今の子ども達は平成16年度の11歳



含む）睡眠時間などの生活習慣と体力が大きく影響することが明らかになりました。具体的には、朝食抜きの子ども、三時間以上テレビやゲームをしている子ども、そして、六時間未満の睡眠時間の子どもは体力が劣っている傾向にあったと報告されています。つまり、生活習慣の乱れが体力低下に影響していることは明らかで、学校のみならず、地域・家庭での保護者の意識を変えていくことが重要です。「子どもは親の背中を見て育つ」といいます。保護者の

みなさん自身の健康のためにも今一度、生活習慣を見直しましょう！



初めての絵本 ～ブックスタート事業～

「ブックスタート」とは、赤ちゃん、本を通して楽しい時間を分かち合うことを応援する運動として、英国で始まりました。阿智村でも平成13年より、子ども一人一人に絵本をプレゼントしています。1歳の誕生月のこども広場で、図書館司書による絵本の読み聞かせと、本についてのお話を聞き、絵本・バッグを選んでいただいています。



オリジナルバッグと絵本



図書館司書による絵本の読み聞かせ

乳幼児期の親子のふれあいは子どもの心を豊かに育むためにとても大切です。絵本を通じて、親子がふれあい、楽しいひとときを過ごす機会になればと願っています。

秋の夜長、テレビを消して、子どもと物語の世界に浸ってみませんか。

阿智第三小学校で コミュニティ・スクールがスタートしました

阿智村教育委員会は、9月21日に阿智第三小学校をコミュニティ・スクール（「学校運営協議会」を置く学校）として指定しました。第三小では、地域の皆さん、保護者、学校教職員が委員となって「学校運営協議会（智里東コミュニティ）」が発足しました。学校運営協議会は、学校が作成する学校運営の方針について話し合い、承認します。また、教職員の人事について県教育委員会へ意見を述べることもできます。

コミュニティ・スクールの指定は、長野県内では阿智第三小学校が初めてです。

この制度は地域や保護者の声が学校運営に反映されることを目指して導入されたものです。子どもたちの教育の充実を願って、意見交換や事業が活発に行われることが期待されます。



阿智高だより

vol.11

あっという間に秋も深まり、さわやかな毎日です。阿智高ではこの時期様々な行事が行われます。また、夏休み中からも中学生の体験学習など、いろいろな行事がありました。



7月29日阿智の夏まつりにおいて、3年B組の生徒達が、一学期に総合学習で学んできた太鼓を披露しました。



8月4日に中学生の体験学習が行われ、155名の参加がありました。模擬授業やクラブの体験入部などを行いました。



9月15日新役員の立ち会い演説会、選挙が行われ、10月には新生徒会がスタートしました。

生徒達も衣替えし、校舎内もすっかり秋です。天候も不安定で、体調を崩しがちな生徒も多いですが、皆様も健康には気をつけてお過ごしください。



クラブ体験入部（野球部）

これからの行事

10月6日 強歩大会

10月18日～20日

2年生修学旅行

広島、神戸、大阪方面へ

11月7.8日 秋季クラスマッチ



味噌汁・漬物アンケートの結果は？

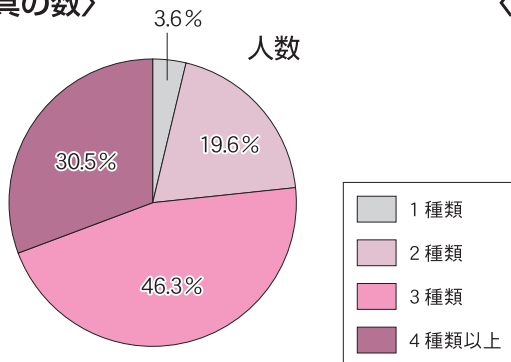
具たくさんの味噌汁・我が家の漬物の味はアレンジ豊富

5月に全戸対象に実施しました味噌汁・漬物アンケートへのご協力ありがとうございました。（回収率は75％）

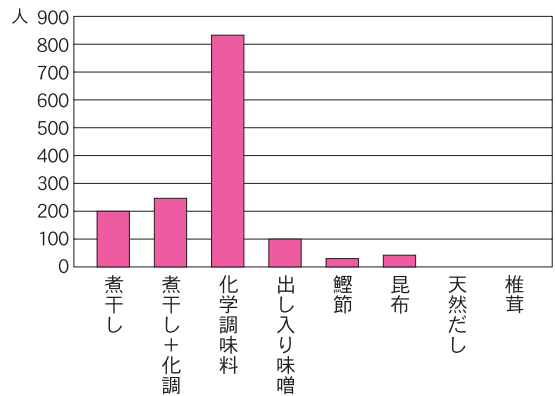
＜味噌汁＞ 味噌については豆から自家製は少ない半面、インスタント味噌汁はほとんど使用されていない傾向です。だしは、化学調味料の使用が多い結果でした。具は、3種類以上の家庭が多く、阿智村では具たくさんの味噌汁が好まれていて、朝食で野菜を多くとるのに一役かっているようです。

＜漬物＞ 漬物は、漬物の素を基本に各自アレンジして我が家の味を工夫していることがわかりました。沢庵については糖분을添加する家庭がほとんどでした。

＜具の数＞



＜だしの種類＞



1日の塩分は10グラム以下に少なくしていきましょう。

水中運動教室 からのお知らせ

① 体力測定を実施しました。（基礎教室）

基礎教室では、体力測定を実施することで、体の変化をみながら実施しております。内容は、機械で筋肉量や脂肪量等を計ったり、握力や健脚度等を測定します。水中運動を継続している人は、柔軟性がよいようです。現状の維持や健康づくりに役立てていきましょう。

② ホップジュニアの体験教室を行います。（目的別教室）

年少児から年長児対象の体験教室
十一月一日（水）・八日（水）

いずれも午後五時から五時五十分
現在子どもたちが五十人程プールに通っています。体を動かすことの好きな元気な心と体を育みましょう。

【水中運動を体験するには】

入場料（大人四百円、三歳以上の子ども二百円）で体験ができます。（事前に連絡必要）

【連絡先】

○保健センター（☎四五〇二二三〇）

※チャレンジゆーアチの水泳教室についてのお問い合わせは事務局（公民館内 ☎四三二二〇六一）までお願いします。

保健計画

月 日	事 業	月 日	事 業
10月24日	10ヶ月健診	12月12日	10ヶ月健診
10月31日	4・7ヶ月健診	12月19日	4・7ヶ月健診
11月9日	3歳児眼科健診	12月20日	3歳児健診
11月14日	ひよっこ教室	毎週金曜日	リハビリ教室
11月15日	1歳6ヶ月健診	毎週水・木・金曜日	水中運動教室（基礎教室）
11月17日	2歳児健診	毎週月・木・金曜日	水中運動教室（目的別教室）
11月28日	4・7ヶ月健診		

2011年7月24日までにアナログテレビ放送は終了し、 地上デジタル放送に完全に移行します。

地上デジタルテレビ放送は、2003年12月1日から関東、中京及び近畿の一部において開始され、2006年10月からは、飯田局（神之峰）でも放送が開始されました。また、飯田阿智局（西山）の地上デジタル放送対応は2008年頃の予定となっています。

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了します。
（現在お使いのアナログテレビはそのままでは利用できません。）

地上デジタル放送を視聴するためには（テレビ編）

①テレビを買い換える

地上デジタル放送対応のテレビに買い換えれば、ハイビジョンやデータ放送などのデジタル機能も併せてお楽しみいただけます。

②地上デジタルチューナーを買い足す

現在利用中のアナログテレビを、アナログ放送終了後もそのまま利用する場合は、「デジタルチューナー」や「デジタルチューナー内蔵のDVDレコーダー」などを買い足す事で地上デジタル放送を視聴することができます。※1台のテレビにつき、チューナーは1台必要です。

【問い合わせ先】受信相談/総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101

視聴エリア/(社)地上デジタル放送推進協会 ホームページ <http://www.d-pa.or.jp>

阿智村情報化事業 サービスにご加入の方へ 地上デジタル放送の開 始について

地上デジタル放送への対応につきましては当初、十月からのサービス開始を計画していましたが、予測していた受信状況が確保できないため、サービス開始を見合わせて参りました。この度、施設の改修を行う事で、安定した受信環境が確保出来たので、この十一月よりサービスを開始する予定です。

（視聴方法は一般のアンテナ受信と同じ方法です。上記「地上デジタル方法を視聴するためには」を参照して下さい。）
なお、地上アナログ放送（従来の放送）につきましては、地上アナログ放送が終了する、二〇一一年七月二十四日まで、従来どおり放送いたします。

阿智村情報化事業サービスの
地上デジタル放送対応など
の問い合わせは役場総務課
までお願いします。
【お問い合わせ】
総務課 四三ー二二二〇

中央公民館に 彫刻を寄贈 いただきました

愛知県在住で現在愛知県立芸術大学の講師を勤めておられる亀淵元昭様から、この8月に彫刻作品四点を寄贈いただきました。「裸婦」と「猿」を題材にした彫刻作品それぞれ二点ずつで、中央公民館のロビーと図書室で展示しています。

亀淵様は、一九六七年愛知県生まれ。愛知県立芸術大学を卒業後、日展や日彫展などに



月の石

意欲的に作品を出品され、第二八回と第三五回の日展においては特選を受賞されるなど、数々の賞を受けておられる彫刻家です。
今回、伍和の吉川優さんと駒場の岡庭敬真さんのお力添えにより、ご寄贈いただけることになりました。
公民館へお出かけの折に、ゆっくりじっくりご覧下さい。

阿智村一周駅伝大会

年 金太郎



あぜみち

今年も各自治会単位で敬老会が催され、多くの高齢者の方々が御出席されました。戦前・戦中・戦後と大変な苦勞をされて、今日の地域をおつくりいただいたみなさんに、心から御礼申し上げると共に御長寿をお祈り致します。

特に戦後世代が大半を占める中で、戦争の悲劇を実体験していない人々が多くなると共に、戦争を憎むという風潮が薄らいでしまったような気がします。特に北朝鮮の核実験に対する世代間の反応をみると、戦後世代は軍備の増強をもって対応すべきと考え、戦争体験世代は戦争回避の道と考える等その違いは顕著に表れているように思います。

戦争を体験されたみなさんが、戦争の実態をよく伝えていただき、戦争の悲惨さを知った上で判断ができるよう御尽力いただければと思います。八月十五日、浪合夏祭りが盛大に開催されました。今までは浪合村役場が中心で行われていたものを、今年から自治会主催で行われました。敬老会も始めて自治会主催で行われました。自治会長さんを中心とした地区のみなさんが、自分達の手で準備から会の運営を行うということは、大変な御苦勞があったと思いますが、全て行事は成功を収めました。自治会の活動をみなさんで支えて、住み良い地域づくりを進めて頂きたいと思っています。

追伸 赤い羽根募金について御提言をいただきました。よく研究し、ご趣旨に沿える形で進めたいと思います。

(二)